　畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（うち肉用牛経営災害緊急支援対策事業）の詳細

（別紙２）

【１経営継続支援対策】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業内容 | 交付対象経費 | 交付額 |
| １－（１）  　牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等  牛舎等の損壊又は緊急的な家畜の避難があった場合、既存牛舎、飼養管理のための附帯施設・機械の補改修に係る経費を補助。  （※1）  全損した機械の場合、修理費用と導入費用（代替品は新品も可）とを比べ、修理費用が安い場合は対象とする。  （※2）  資産価値が増大する場合（規模拡大、機能向上等）は補助対象外。 | 【交付対象経費】  ・既存牛舎、飼養管理のための附帯施設・機械の補改修に係る経費（資材費、修繕費（工賃を含むいわゆる『工事費用』）、土砂・がれき等の撤去費・運搬費（処分費用は含まず））、停電又は断水に伴う飼養管理に要する飲料水の確保に係る給水タンクや飲水汲み上げポンプ等の費用も補助対象。（※1）（※2）  ・飼養管理の附帯施設・機械とは、以下のものを指す。  附帯施設：「家畜排せつ物処理施設」「飼料保管庫・タンク」「電気・水道設備」など  機械：「扇風機（インバーター含む）」「自動給餌器」など  ・採択基準は別記のとおり（基準は「資材費」のみであり、工事費用は現状復帰が上限）。  ・既に補改修等を実施している場合、以下の書類を整備保管することで対象となる（ただし自力復旧した場合の工賃等は対象外）。  　　①被災写真等  　　②図面等（施設の面積がわかる書類）  　　③補改修に要した経費を証する書類（見積書、発注書、納品書、請求書、領収書等）  　　④補改修が年度内に完了したことを確認できる書類（業者の納品書、完成写真とその撮影日の記録等）別紙（※4）参照  　　⑤市町村等が発行するり災証明書又はそれに準ずる証明書  　　⑥代替品（50万円以上）の導入では、貸付契約が必要。  【取得物の取り扱い】  ・導入する代替品の単品又は１セット（※5）の価格が50万円以上の場合は、生産者集団等（※6）として会計処理を行う必要があり（所有者は生産者集団等となる。）、生産者集団等は管理利用規定を設け、管理運用を構成員に行わせる場合は当該構成員と貸付契約を締結する必要がある。  ・50万円未満の場合及び補改修の場合は、当該構成員の所有物で可（貸付契約不要）。  【要件その他】  ・「畜産業振興事業の実施について」に基づき「コスト分析資料」（※7）の作成が必要。  ・取得価格又は効用の増加額(消費税含まない)が50万円以上の場合、整備が完了した年度の翌年度から5年間「運営状況報告書」の提出が必要。  ・事業参加者は、農業保険法に基づく「家畜共済」への加入も併せて検討ください。 | 事業費の１/２以内   |  |  | | --- | --- | | 区分 | 採択基準（税抜） | | 牛舎・機械・施設  補改修 | 資材費単価  　1万円/㎡以下(※3)  修繕費（いわゆる工事費（工賃含む））は現状復帰までが上限。 |   （※3）  資材費のみ（工賃、土砂・がれき等の撤去費、運搬費は含まない）の単価  （※4）  「補改修等の完了が年度内であることの確認書類(例)」（p7）参照  （※5）  「セット」とは、複数の装置で機能を発揮するもののことを指す（例　扇風機とインバーター）  （※6）  「生産者集団等」とは、本事業では「3戸以上の肉用牛生産者から構成される生産者集団、農協、農協連、一般社団法人等」を指す。  （※7）  「コスト分析資料」では、生産者集団等における生産性向上計画を作成し、施設の計画上での位置づけの明確化及び「飼料自給率向上計画」の作成が必要。 |

　畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（うち肉用牛経営災害緊急支援対策事業）の詳細

（別紙２）

【１経営継続支援対策】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業内容 | 交付対象経費 | 交付額 |
| １－（２）  　簡易牛舎等の整備  牛舎の損壊等又は緊急的な家畜の避難があった場合、簡易牛舎等を整備する場合及び既存牛舎を増築する場合の資材の支給に要する経費を補助。  （※1）  飼料保管庫や堆肥舎のみの整備は不可。  ただし損壊牛舎が飼料保管庫等の機能を併せて有していた場合には原状復帰あるいは簡易牛舎整備と併せた飼料保管庫等の別棟での整備（既存施設規模まで）が可能。  （※2）  「生産者集団等」とは、本事業では「3戸以上の肉用牛生産者から構成される生産者集団、農協、農協連、一般社団法人等」を指す。  （※3）  「独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間」を参照。  （※4）  「コスト分析資料」では、生産者集団等における生産性向上計画を作成し、施設の計画上での位置づけの明確化及び「飼料自給率向上計画」の作成が必要。 | 【交付対象経費】  ・以下の事象の資材の支給に要する経費を補助。  既存牛舎の損壊等あるいは緊急的な家畜の避難に伴う簡易牛舎等を整備する場合。（※1）  これに伴う器具（スタンチョン、ウォーターカップ等）や機械（換気扇、インバータ等）も含む  避難家畜を収容するために既存牛舎を増築する場合。  ・採択基準は別記のとおり  基準は「資材費」「工事費用（工賃含む）」合計であり、現状復帰（被災した牛舎と同種、同規模、同機能のものを整備）までが上限。  【取得物の取り扱い】  ・簡易牛舎等の整備の場合は、生産者集団等（※2）として会計処理を行う必要があり（所有者は生産者集団等となる。）、生産者集団等は管理利用規定を設け、管理運用を構成員に行わせる場合は当該構成員と貸付契約を締結する必要がある。  ・貸付期間は、原則、当該簡易牛舎の処分制限期間（耐用年数）（※3）と同じ期間。  ・整備した簡易牛舎等は、財産処分制限期間内は目的に沿って使用する必要があり、飼養しなくなった場合や牛舎を資材保管庫などとして目的外に飼養する場合は財産処分手続きを行い、補助金返還が必要になる。  ・既存牛舎増築に係る資材支給の場合は、当該構成員の所有物で可（貸付契約不要）。  【要件その他】  ・「畜産業振興事業の実施について」に基づき「コスト分析資料」（※4）の作成が必要。  ・取得価格又は効用の増加額(消費税含まない)が50万円以上の場合、整備が完了した年度の翌年度から5年間「運営状況報告書」の提出が必要。  ・事業参加者は、農業保険法に基づく「家畜共済」への加入も併せて検討ください。 | 事業費の１/２以内   |  |  | | --- | --- | | 区分 | 採択基準（税抜） | | 簡易  牛舎 | 施設面積（1棟当り）  木造又はﾊﾟｲﾌﾟﾊｳｽ  ：500㎡以下  鉄骨：200㎡以下  上記範囲内で原状復帰まで  施設面積（規模当り）  被災時に飼養していた牛1頭当り  　　13㎡以下(※5)  面積当たり単価  　2.5万円/㎡以下  特認単価(※6)  　　2.8万円/㎡以下 |   （※5）  通路等飼養ｽﾍﾟｰｽ以外の面積も含む  （※6） 地域の実情等やむを得ない事由により基準単価（2.5万円/㎡以下）を超えて施工する必要があるとして知事との協議を経て機構理事長が認めた場合は、特認単価を適用。 |

（ｺﾞｼｯｸ+下線部分は変更ヶ所）

（別紙２）

　畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（うち肉用牛経営災害緊急支援対策事業）の詳細

【１経営継続支援対策】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業内容 | 交付対象経費 | 交付額 |
| １－（３）  　緊急避難等支援  牛舎の損壊等による緊急的な避難があった場合、家畜及び飼料等の輸送、管理委託に係る経費を補助。 | 【交付対象経費】  ・家畜・飼料の輸送、管理委託に要する経費が補助対象。  ・預託支援に1日当たりの上限額はないが、輸送会社の輸送基準や肉用牛ヘルパー組合の輸送費根拠等を用いた金額の根拠となる証拠書類の整備・保管が必要。  ・飼料を共同の一時保管施設に避難させた場合、輸送費用及び保管費用とも補助対象。  ・公共牧場や農協直営牧場等に避難させた場合、輸送費用及び管理委託費用ともに補助対象。（契約必須）  ・一般農家の牛舎へ預けた場合も上記同様、輸送費用及び管理委託費用（※1）とも補助対象。（契約必須）  ・既に緊急避難を実施している場合、輸送業者については輸送に係る経費が発生するので、当該輸送に係る営業許可を受けている者であるか確認する必要があるとともに、以下の書類を整備保管が必要。  　　①被災写真（避難の必要性を証する写真等）  　　②市町村等が発行するり災証明書又はそれに準ずる証明書  　　③輸送会社の輸送基準や金額の根拠となる証拠書類  【要件その他】  ・本事業は単年度事業のため、管理委託の事業対象期間は当年度末までとなる。  ・事業参加者は、農業保険法に基づく「家畜共済」への加入も併せて検討ください。 | 事業費の１／２以内  （※1）  管理委託費の参考となるものは、地域で利用されている共同利用施設等が実施している預託単価等を参考にされたい。 |

（別紙２）

　畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（うち肉用牛経営災害緊急支援対策事業）の詳細

【１経営継続支援対策】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業内容 | 交付要件等 | 交付対象 |
| １－（４）  　繁殖に供する雌牛の導入支援  牛舎の損壊等により死亡、廃用又はやむを得ず売却した繁殖雌牛に代わる繁殖に供する雌牛の導入に係る経費を補助。  ＜交付対象品種＞   |  |  | | --- | --- | | 黒毛和種 | ○ | | 褐毛和種 | ○ | | 日本短角和種 | ○ | | 無角和種 | ○ | | その他肉専 | ○ | | 交雑種(乳×肉専) | × |   対象：○　非対象：× | 【交付対象牛の要件】  ・国又は機構の事業において、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けていないこと。  ・農林水産大臣の承認を受けた登録団体（「全国和牛登録協会」「日本あか牛登録協会」「日本短角種登録協会」）が行う登録又は登記を受けた肉専用種の繁殖雌牛。  ・死亡した雌牛が若齢の場合、同牛が授精証明書等により繁殖に供していた事実確認ができる育成牛である場合のみ補助対象（月齢の制限は無し）。  ・自家保留は補助対象外。（市場等から導入した雌牛のみ対象）  【交付対象牛の管理】  ・生産者集団等（※1）が購入する繁殖雌牛は、次のいずれかにより飼養のうえ繁殖に供する必要あり（※2）。  ①一定期間、生産者集団等自らが飼養すること。  ②一定期間、対象となる災害のり災証明を受けた経営体に対し貸し付けること。  「一定期間」とは、以下の期間又は雌牛の購入後生産された産子の枝肉成績が得られる時点までのいずれか短い期間。  　雌子牛(満6～12ヶ月齢未満)の場合・・・購入後おおむね42ヶ月間  　成雌牛の場合　　　　　　　　　　・・・購入後おおむね36ヶ月間  【要件その他】  ・事業参加者は、農業保険法に基づく「家畜共済」への加入も併せて検討ください。 | 事業費の１／２以内  ただし以下の額が上限   |  |  | | --- | --- | | 区分 | 上限額（税抜） | | 妊娠牛 | 27.5万円/頭 | | その他雌牛 | 17.5万円/頭 |   （※1）  「生産者集団等」とは、本事業では「3戸以上の肉用牛生産者から構成される生産者集団、農協、農協連、一般社団法人等」を指す。  （※2）  ・期間内に事故等があった場合は事業実施団体等及び畜産会を通じ農畜産業振興機構への届出が必要。  ・農畜産業振興機構の承認を得ることなく処分（肥育仕向け）した場合は奨励金相当額の返還を求められることがある。 |

（別紙２）

　畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（うち肉用牛経営災害緊急支援対策事業）の詳細

【１経営継続支援対策】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業内容 | 交付対象経費 | 交付額 |
| １－（５）  　電力確保支援  停電が生じた地域において、肉用牛経営に必要な電力確保のための発電機の借上げ、運搬及び設置工事に係る経費の補助。 | 【交付対象経費】  ・発電機の借上げ、運搬及び設置工事に要する経費。  ・停電復旧後、肉用牛生産者の都合等により生じる借上げ料等は補助対象とはならない。（やむを得ない場合はこの限りではない。）（※1）。  ・発電機の購入に係る費用は補助対象ではないが、これに係る運搬及び設置工事に係る経費は補助対象とすることが可能。  【要件その他】  ・事業対象災害による停電が生じた地域や期間（停電発生日及び停電復旧日）が確認できる書面が必要（※2）。  ・取得価格又は効用の増加額(消費税含まない)が50万円以上の場合、整備が完了した年度の翌年度から5年間「運営状況報告書」の提出が必要。  ・一定出力以上の非常用発電設備は、性能等により規制対象となる法令・手続きが異なるため、納入業者、設置工事業者等への確認が重要であり、具体的な手続き等は届出先等に問合せください（※3）。  ・事業参加者は、農業保険法に基づく「家畜共済」への加入も併せて検討ください。 | 事業費の１／２以内  （※1）  やむを得ない場合の例  停電していた期間が3日である一方、発電機の貸出元の料金設定上最小でも7日分の費用が発生する場合、7日分の経費に係る補助金を申請することは可能。  （※2）  停電の事実が客観的に確認できるものであれば、必ずしも市町村から交付を受けた書面である必要はなく、市町村のwebページの印刷物の他、電力会社から交付された書面等でも可。  （※3）  主な法令は以下のとおり  「電気事業法」（保安規程届、電気主任技術者選任届、公害防止等に関する届出、事故報告等）、「大気汚染防止法」、「消防法」、「火災予防条例」ほか。 |

（別紙２）

　畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（うち肉用牛経営災害緊急支援対策事業）の詳細

【２非常用電源の整備】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業内容 | 交付対象経費 | 交付額 |
| ２－（１）、（２）  　非常用電源の整備  生産者集団等（※1）が、災害等による停電時に備え、家畜の生命維持に必要な機械（※2）の稼働のために実施する取組に要する経費を補助。  （※1）  「生産者集団等」とは、本事業では「3戸以上の肉用牛生産者から構成される生産者団体、農協、農協連、一般社団法人等」を指す。  （※2）  「家畜の生命維持に要する機械」とは、例えば、飲水装置（汲み上げポンプ、送水ポンプ等）、給餌装置（自動給餌機）及び哺乳装置（哺乳ロボット、授乳機等）等。 | 【対象となる取組】  （１）非常用電源の導入  （２）非常用電源をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減  【交付対象経費】  ・非常用電源の整備（非常用発電機及び発電機を使用するための接続切換器の取得費用等並びにこれに係る工事費　（※3））、あるいは非常用電源をリース事業者から借り受ける場合の助成で、整備費用、リース料が計上可能。  【取得物の取り扱い】  ・生産者集団等として会計処理を行う。（所有者は生産者集団等となる。）  ・生産者集団等は管理利用規定を設けるとともに、管理運用を構成員に行わせる場合は当該構成員と貸付契約を締結する。  【生産者集団等及び構成員の要件その他】  ・生産者集団は、災害等が発生した場合において、同集団等の構成員間で経営を継続するための家畜の生命維持に必要な事項を内容とした「経営継続計画」（別紙p8～10参照）の策定が必要。  ・取得価格又は効用の増加額(消費税含まない)が50万円以上の場合、整備が完了した年度の翌年度から5年間「運営状況報告書」の提出が必要。  ・一定出力以上の非常用発電設備は、性能等により規制対象となる法令・手続きが異なるため、納入業者、設置工事業者等への確認が重要であり、具体的な手続き等は届出先等に問合せください（※4）。  ・事業参加者は、農業保険法に基づく「家畜共済」への加入も併せて検討ください。 | 事業費の１/２以内  （※3）  1台の発電機を複数人の構成員で利用するために、構成員の牛舎毎に整備する接続切替器のみやこれに係る接続切換配電工事のみでも補助対象となる。  （※4）  主な法令は以下のとおり  「電気事業法」（保安規程届、電気主任技術者専任届、公害防止等に関する届出、事故報告等）、「大気汚染防止法」、「消防法」、「火災予防条例」ほか。 |

　畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（うち肉用牛経営災害緊急支援対策事業）の詳細

（別紙２）

補改修等の完了が年度内であることの確認書類（例）

畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（肉用牛経営災害緊急支援対策事業）完了確認書

○確認対象施設※1

畜産経営体名：【○○　○○（生産者氏名）】

施設名：【○○牛舎（施設が特定できる表記とすること）】

○完成写真※2

写真貼付欄

撮影日　令和○○年○月○日※3

撮影者所属　○○農業協同組合

撮影者氏名　○○○○

※１　交付申請書や実績報告書上の、どの施設の確認書であるかを明確にすること。

※２　補改修カ所が複数の場合、必要に応じて完成写真は複数枚撮影すること。

※３　撮影日をもって、年度内に竣工したことを示す場合、年度内に撮影すること。

　畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（うち肉用牛経営災害緊急支援対策事業）の詳細

（別紙２）

経営継続計画の様式例

災害時における経営継続計画　　　　　　　　　　　　　（都道府県名：　　　　　　　　　　　　）

(１)生産者集団等（事業実施者）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 生産者集団等名称 | 住所 | 代表者氏名 |
|  |  |  |

(２)災害時における経営継続計画

|  |
| --- |
| (災害が発生した際に生産者集団等の構成員間等における、家畜の避難方法(輸送方法)、飼料の融通方法、飲用水の確保等肉用牛の生命を維持するための計画を具体的に記載すること(別紙とすることも可)) |

(３)非常用電源の管理利用者の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 生産者集団等の  構成員数 | 非常用電源の  管理利用者数 | 管理利用者 |
|  |  |  |

(４)災害時における管理利用者の対応（生産者集団等の経営継続計画への対応）

|  |
| --- |
| (生産者集団等の経営継続計画における、非常用電源の管理利用者の位置付けや役割を記載すること。別紙とすることも可。) |

(５)非常用電源の整備状況及び今後の整備の必要性

|  |
| --- |
| (生産者集団等の経営継続計画を踏まえ、非常用電源の整備状況（現状）と今後の整備の必要性がわかるよう具体的に記載すること。) |

(６)非常用電源の整備計画

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 相  (単相又は三相) | 電圧  (V) | 出力  (kVA) | 台数 | 接続工事  箇所数 | 事業費  (千円) | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

(７)非常用電源の保守点検方法

|  |
| --- |
|  |

(８)添付資料

①この事業で整備する非常用電源の管理利用者毎の概要（別添①）

②非常用電源の管理利用規程、貸付契約書

③整備する非常用電源（発電機）の能力がわかる資料（カタログ等）

　畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（うち肉用牛経営災害緊急支援対策事業）の詳細

（別紙２）

（別添①　非常用電源の管理利用者の概要）

生産者集団等名：

（１）管理利用者の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 管理利用者 |  | |
| 非常用電源の整備  場所(所在地) |  | |
| 肉用牛経営の種類  (いずれかに■黒色)  　　□繁殖経営  　　□肥育経営  　　□繁殖肥育一貫経営  　　□哺育・育成経営  　　□その他(()内に内容を記載)  (　　　　　　　　　　　) | | 飼養頭数(頭)  （該当する種類に■黒色）  □繁殖雌牛 (　　　　　　　　　　　　　頭)  □肥育牛 (　　　　　　　　　　　　　頭)  □ほ育・育成牛 (　　　　　　　　　　　　　頭)  □その他（　　　　　　） (　　　　　　　　　　　　　頭) |

（２）災害時に稼働させる家畜の生命維持に必要となる機械

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 優先  順位 | 機械名(規格等) | 数量  ① | 電源 | | 1機あたりの消費電力(kW)  ② | 機械一式の消費電力(kW)  ①×② | 起動電力  (kW) | 備考 |
| 相 | 電圧(V) |
| 1 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 | | | | | |  |  |  |

※１.支援の対象は、家畜用の飲水装置、給餌装置、ほ乳装置を原則とする。

　２.この他、肉用牛の生命維持に必要となる機械がある場合は、必要とする理由を添付すること。

（３）非常用電源の整備計画

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 相 | 電圧 (V) | 電流  (A) | 出力  (kVA) | 台数 | 接続工事  箇所数 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |

※整備する非常用電源の規模決定根拠を添付すること。

　畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（うち肉用牛経営災害緊急支援対策事業）の詳細

（別紙２）

（別添①　非常用電源の管理利用者の概要（記載例））

生産者集団等名：〇〇〇組合

（１）管理利用者の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 管理利用者 | 〇〇　〇〇 | |
| 非常用電源の整備  場所(所在地) | 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 | |
| 肉用牛経営の種類  (いずれかに■黒色)  　　□繁殖経営  　　□肥育経営  　　□繁殖肥育一貫経営  　　□哺育・育成経営  　　□その他(()内に内容を記載)  (　　　　　　　　　　　) | | 飼養頭数(頭)  （該当する種類に■黒色）  ■繁殖雌牛 (　　　　　　　　　　　　50頭)  ■肥育牛 (　　　　　　　　　　　　50頭)  ■ほ育・育成牛 (　　　　　　　　　　　　25頭)  □その他（　　　　　　） (　　　　　　　　　　　　　頭) |

（２）災害時に稼働させる家畜の生命維持に必要となる機械

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 優先  順位 | 機械名(規格等) | 数量  ① | 電源 | | 1機あたりの消費電力(kW)  ② | 機械一式の消費電力(kW)  ①×② | 起動電力  (kW) | 備考 |
| 相 | 電圧(V) |
| 1 | 飲水汲み上げポンプ | 1 | 三相 | 200 | 3.00 | 3.00 | 9.00 | 起動電力は消費電力の３倍で計算 |
| 2 | ほ乳ロボット | 2 | 単相 | 200 | 1.60 | 3.20 | 9.60 |  |
| 3 | 自動給餌機(モーター) | 1 | 三相 | 200 | 15.00 | 15.00 | 45.00 |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 | | | | | | 21.20 | 63.60 |  |

※１.支援の対象は、家畜用の飲水装置、給餌装置、ほ乳装置を原則とする。

　２.この他、肉用牛の生命維持に必要となる機械がある場合は、必要とする理由を添付すること。

（３）非常用電源の整備計画

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 相 | 電圧 (V) | 電流  (A) | 出力  (kVA) | 台数 | 接続工事  箇所数 | 備考 |
| 三相 | 200 | 231 | 80 | 1 | 1 |  |

※整備する非常用電源の規模決定根拠を添付すること。